

岐阜市科学館ボランティア要領

平成30年2月21日決裁

改正 令和4年2月9日決裁

(趣旨)

第1条 岐阜市科学館の活動において、地域人材を活用し、市民と協働し青少年を育成することにより、より良いサービスを提供するため、岐阜市科学館ボランティア（以下「ボランティア」という。）の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び活動内容)

第2条 ボランティアは、科学館長の指示に従い、次に掲げるグループのいずれか又は双方に属して、次項又は第3項に規定する活動を行うものとする。

- (1) 天文ボランティアグループ
- (2) 学芸ボランティアグループ

2 天文ボランティアグループは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 観望会の運営補助
- (2) 講演会の運営補助
- (3) 特別投映（コンサート、ショー等）の運営補助
- (4) 天文出前講座の運営補助
- (5) その他科学館長が必要と認める天文に関する活動

3 学芸ボランティアグループは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 展示の解説補助
- (2) 市民向け講座の運営補助
- (3) サイエンスショーの運営補助
- (4) ぎふサイエンスフェスティバルの運営補助
- (5) 学芸出前講座の運営補助
- (6) その他科学館長が必要と認める学芸に関する活動

(ボランティア登録)

第3条 ボランティアを希望する者（以下「希望者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 科学に関心があり、活動の趣旨に賛同し、ボランティアとして必要な意欲を有すること。
- (2) 登録しようとする年度の4月1日において中学生以上であること。
- (3) 18歳未満の場合は、書面で保護者の同意を得ること。

2 希望者は、科学館長が別に定める募集期間内に、岐阜市科学館ボランティア登録申請願（様式第1号。以下「登録申請願」という。）に必要事項を記入して、科学館長に提出しなければならない。ただし、登録期間後に継続し、登録の更新をする場合は、ボランティアの意思の確認をもってこれに代えることができる。

- 3 科学館長は、前項に規定する登録申請願を審査し、希望者が第1項に規定する要件を充足すると認める場合、ボランティアとして登録し、岐阜市科学館ボランティア登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付することができる。活動時は登録証を名札とする。

（登録期間）

第4条 ボランティアの登録期間は、登録証を交付した日からその日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録期間満了の1月前までに、ボランティアが登録の継続を申し出て、科学館長が適当と認めたときは、更に1年間更新するものとし、以下同様とする。

（登録の変更及び取消し）

第5条 ボランティアは、登録申請願に記載した事項に変更が生じた場合は、岐阜市科学館ボランティア登録事項変更届（様式第3号）に必要事項を記入して、科学館長に速やかに提出しなければならない。

- 2 ボランティアは、登録の取消しを希望する場合は、岐阜市科学館ボランティア登録取消届（様式第4号）に必要事項を記入して、登録証を添えて科学館長に速やかに提出しなければならない。

（登録の抹消）

第6条 科学館長は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ボランティアの登録を抹消することができる。

- (1) 登録の取り消しの申し出があった場合
- (2) 科学館の信用を著しく損なう行為を行った場合
- (3) 科学館長が定める年間最低活動日数に達しない場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、科学館長が特に必要と認めた場合

この場合において、登録の抹消をされた者は、登録証を速やかに科学館長に返却しなければならない。

（活動日及び活動時間）

第7条 ボランティアは、科学館の開館日及び開館時間中に、科学館長の指示に従い活動するものとする。ただし、科学館長が必要と認めた場合は、休館日又は開館時間外に活動することができる。

- 2 ボランティアは、当該活動予定の3日前までに科学館に連絡し、その活動について科学館長の承認を受けなければならない。ただし、連絡後に変更が生じた場合は、科学館長に速やかに報告しなければならない。
- 3 ボランティアが18歳未満の者でかつ夜間に活動する場合は、科学館長の承認を得て、その保護者又は保護者の認める成人を同伴しなければならない。

(遵守事項)

第8条 ボランティアは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ボランティア活動中、常に登録証を着用すること。
- (2) 科学館の利用者に対して公平かつ平等なサービスの提供に努めること。
- (3) ボランティア登録中及び登録の取消し又は抹消後、科学館の利用者の個人情報その他業務上の秘密を漏えいしないこと。
- (4) 公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 政治、宗教及び営利に関する活動を行わないこと。

(研修等)

第9条 科学館は、ボランティアの資質向上を目的として、ボランティアに対し研修を実施するとともに、イベント時におけるボランティア等に関する情報提供を行うように努めるものとする。

2 前項に規定する研修の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 科学館とボランティア活動に関する事項
- (2) ボランティア活動中の接遇に関する事項
- (3) 星空及び展示物の解説に関する事項
- (4) 天体望遠鏡その他の機材操作に関する事項
- (5) 市民向けの講座運営補助に関する事項
- (6) サイエンスショー運営補助に関する事項
- (7) その他科学館長が必要と認める事項

(費用の支弁)

第10条 科学館長は、ボランティア活動に要する報酬、交通費その他の費用を支給しないものとする。ただし、科学館長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(ボランティア保険)

第11条 ボランティアは、その登録期間中、岐阜市の負担においてボランティア保険に加入するものとする。ただし、他の団体等において既に加入している場合は、この限りではない。

2 前項本文に規定するボランティア保険の加入手続きは、科学館において行う。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、科学館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月9日から施行する。